



国 監 告 第 9 号

定 期 監 査 結 果 の 公 表 に つ い て

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年度  
第1回定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和3年6月16日

国立市監査委員 庄 司 雅

## 令和3年度第1回定期監査報告書

### 1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに国立市監査委員条例第2条の規定に基づく定期監査

### 2. 監査の対象部局

都市整備部 都市計画課・道路交通課（福祉交通担当、工事担当含む）

### 3. 監査の範囲

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況

### 4. 監査の期間

令和3年4月1日（木）～令和3年6月15日（火）

### 5. 説明等聴取及び実査日

令和3年5月21日（金）及び5月24日（月）

### 6. 監査の主眼

- (1) 事務事業の執行に当たっては、能率的、効率的に行われ改善すべき点はないか。
- (2) 組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- (4) 社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- (5) 事務事業の実態が形骸化していないか。
- (6) 事務分掌、職員配置が適正であるか。
- (7) 予算の執行が適正であるか。
- (8) 財務事務が適正に処理されているか。
- (9) 業務が円滑に執行されているか。
- (10) 各契約事務が適正であるか。
- (11) 公印の使用・管理が適正であるか。
- (12) 個人情報の管理状況が適正であるか。
- (13) 前渡金の管理が適正であるか。
- (14) 郵券類の管理が適正であるか。
- (15) 備品・物品の管理が適正であるか。
- (16) 庁用車の運行・管理が適正であるか。また、ガソリン給油カードの管理が適

正であるか。

(17) 原材料の管理が適正であるか。

## 7. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、関係書類を審査し担当職員から説明を聴取して通常実施すべき監査手続きにより実施した。

## 8. 監査の結果

今回の監査は、都市整備部都市計画課、道路交通課を対象に、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況について実施した。

その結果、法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善及び検討を要する事項などが見受けられたことから、次のとおり指摘事項及び要望事項として記すので対応されたい。

### <指 摘 事 項>

#### 1 道路交通課

##### (1) 自動車運転日誌の記入について

自動車運転日誌にある日常点検中、上記点検及び運行において異常が認められた箇所の欄が一部未記入であった。日常点検は、自動車を安全に運行するため、運行前に行う必要不可欠な点検作業である。このことから自動車運転日誌の日常点検欄に記入漏れのないよう徹底されたい。(日常点検整備は、道路運送車両法第47条の2により義務化されている。)

##### (2) 郵券受払簿の確認について

郵券の受払簿の確認を行ったところ、令和3年5月に購入した分と利用した分の記載がなかった。これまで、使用した記録をパソコンに記録してから、郵券受払簿にはまとめて記入していたとのことであるが、使用時及び購入時には、郵券受払簿に速やかに記入されたい。

### <要 望 事 項>

#### 1 道路交通課

##### (1) 自転車駐車場定期利用 IC カードの保管状況について

IC カードの残枚数確認の方法について調査をおこなったが、帳簿上での受払の他に、定期的に実地枚数の確認を実施していることが、確認できなかった。

IC カードの残枚数について、購入時に枚数を確認し、キャビネットに保管しているものから直近で使用する枚数を取り出し、その分は、定期的に在庫数の確認を行うようにしていたとのことであるが、キャビネットの保管分は在庫の動きが少ないので、購入時にしか在庫数を確認していないとのことであった。在庫管理

においては、すべての残枚数を正しく確認するため、キャビネット分については、収納箱を小分けにするなどして定期的に確認するよう検討されたい。

## 9. 監査対象部局の概要

### (1) 職員配置状況

令和3年3月31日現在（単位：人）

課名	課長	主幹	課長補佐	係長	主査	主任	主事	会計年度 任用職員 1種	会計年度 任用職員 2種	合計
都市計画課	1		1	1		2	2	1		8
道路交通課	2		1	3	1 (1)	9 (2)	4	6	3	29 (3)

※ ( ) 内の数字は再任用職員の数である。

### (2) 事務分掌

都市計画課

都市計画係

- ① 都市計画に係る総合的な計画及び調整に関すること。
- ② 都市計画の決定及び変更並びに都市計画法に基づく許可等に関すること。
- ③ 都市計画に係る図書の縦覧及び証明に関すること。
- ④ 都市計画審議会に関すること。
- ⑤ 国・東京都施行都市計画事業（下水道を除く。）の調整に関すること。
- ⑥ 住宅施策に関すること。
- ⑦ 建築物等の耐震診断及び改修の助成に関すること。
- ⑧ 中央線三鷹・立川間立体化複々線事業に関すること。
- ⑨ 部課内の庶務及び調整に関すること。

指導係

- ① 開発事業の指導及び承認に関すること。
- ② 地区まちづくり計画に関すること。
- ③ 景観形成に関すること。
- ④ 地区計画に関すること。
- ⑤ 建築協定に関すること。
- ⑥ 租税特別措置法に基づく優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。
- ⑦ ホテル等の建築規制に関すること。

## 道路交通課

### 管理係

- ① 道路の認定及び改廃に関すること。
- ② 道路、水路敷地の交換及び処分に関すること。
- ③ 市道・特定公共物の幅員及び境界確認証明に関すること。
- ④ 道路の占用及び掘さくの許可並びに道路占用料に関すること。
- ⑤ 特殊車両の通行許可に関すること。
- ⑥ 屋外広告物の許可及び取締り並びに屋外広告物手数料に関すること。
- ⑦ 市道・特定公共物の境界確定及び道路台帳の整備に関すること。
- ⑧ 課内の庶務及び調整に関すること。

### 交通係

- ① 交通施策の立案及び調整に関すること。
- ② 地域公共交通に関すること。
- ③ 福祉有償運送運営協議会に関すること。
- ④ 交通安全対策に関すること。
- ⑤ 交通災害共済に関すること。
- ⑥ 自転車駐車場の整備及び使用料に関すること。
- ⑦ 自転車活用推進及び駅前自転車対策に関すること。
- ⑧ 駐車対策に関すること。
- ⑨ 路外駐車場の届出等に関すること。

### 整備係

- ① 道路及び道路附属物の新設、改良及び補修工事（設計及び施工）に関すること。
- ② 災害復旧工事の施工に関すること。

### 維持係

- ① 道路及び道路附属物の維持に関すること。
- ② 私道整備に関すること。

以上